

令和6年度（2024年度）

TAMA女性センター事業概要

令和7年8月

多摩市立TAMA女性センター

目 次

1 施設概要	1
2 運営体制	2
3 事業方針	2
4 利用方法	3
5 事業概要	4
(1) 施設利用状況	4
(2) 事業開催状況	5
◆ TAMA女性センター主催事業	5
◆ TAMA女性センター市民運営委員会企画事業	6
◆ TAMA女性センター登録団体企画事業	7
◆ TAMA女性センター連携事業	8
◆すべての人がともに生きるフェスティバル2024～じぶんらしく生きられるTAMA～	11
◆多摩市職員男女平等参画研修	13
◆出前授業	13
◆若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業	14
(3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」	15
(4) TAMA女性センターライブラリー	16
(5) TAMA女性センター登録団体数<令和7年5月末現在>	16
(6) 多摩市パートナーシップ制度宣誓者数	16
6 相談概要	17
(1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談	17
(2) 女性のための法律相談	17
(3) L G B T電話相談	17
(4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談)	18
(5) 相談状況(女性のための法律相談)	19
(6) 相談状況(L G B T電話相談)	19
7 資料	20
(1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例	20
(2) 多摩市立TAMA女性センター条例	25

1 施設概要

- **名 称** 多摩市立TAMA女性センター
- **目 的** 女性問題の解決・男女平等参画の推進に向け、誰もが一緒に考える拠点施設として、学習・啓発講座の開催や女性を取り巻く様々な悩みの相談受付、男女平等関連の情報収集・提供等、様々な事業を展開する。
- **所 在 地** 〒206-0011
東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニティ7階
電話 042-355-2110 FAX 042-339-0491
- **開設年月日** 平成11(1999)年9月23日
- **開館時間** 9:00～22:00
- **休館日** 毎月第1・3月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

● 施設内容

施設名	面積	定数等	概要
ワークショッフルーム	48m ²	定員24人	簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。
相談室 1・2	26m ²	—	女性を取り巻く様々な悩みの相談に応じる。
活動交流室	65m ²	定員35人	TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。登録団体用のロッカー有。
TAMA女性センター ライブラリー (多摩ボランティア・市民 活動支援センターと共に)	—	蔵書数 約1,500冊	女性問題・男女平等関連の書籍、国や都内各区市等の男女平等関係資料等の閲覧が可能。図書の貸出サービスを行っている。

※ワークショッフルームにある設備(備品)

学習活動・・・テレビ、ビデオ、DVDプレーヤー、マイクセット、CDプレーヤー等
調理機材等・・・電磁調理器・オーブンレンジ各2台、食器類、なべ、炊飯器、まな板、
ホットプレート等
その他.....ミシン、アイロン等

2 運営体制

- **職員構成** センター長 1人、 係長 1人、 係員 2人、 相談員 2人

- **TAMA女性センター市民運営委員会**

委 員 数 8人(公募市民) 令和7年3月31日現在

設 置 の 趣 旨 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の趣旨にのっとり、TAMA女性センターで行う男女平等の推進及び女性問題の解決に向けた様々な事業の企画立案及び運営に市民の意見を反映させる。

開 催 状 況 月1回の会議、事業の実施運営

講 座 開 催 詳細は、「5 事業概要」－「(2)事業開催状況」の「◆TAMA女性センター市民運営委員会企画事業」(p. 6)参照

3 事業方針

- **学習・啓発事業**

人権意識や女性問題解決に向けての分野別講座等、各種学習・啓発事業を行う。

- **相談事業**

女性を取り巻く様々な悩みを解決するために、専門の相談員が面接及び電話で相談に応じる。また、弁護士(女性)による法律相談、専門の相談員によるLGBT電話相談を行う。

- **出会い・交流事業**

「すべての人がともに生きるフェスティバル2024～じぶんらしくいきられるTAMA～」の開催など、多くの人が出会い、交流を広げる事業を行う。

- **情報収集・提供事業**

女性問題・男女平等・セクシュアリティ・性教育関係資料(書籍、情報誌等)を収集し、TAMA女性センターライブラリーにて書籍の貸出を行うほか、各種資料を提供する。

- **訓練事業**

女性の再就職支援など、キャリアアップするための講座を実施する。

- **調査・研究事業**

女性がおかれている立場の実態や意識調査、国内外の各種事例の研究等を行う。

- **その他の事業**

各種事業の実施に伴う保育、グループ・団体等への支援等を行う。

4 利用方法

● ワークショッフルーム

簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。

【予約受付期間】

団体種別	受付期間
TAMA女性センター登録団体 (※)	使用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順)
一般団体(上記団体以外)	使用日の属する月の2ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順)

※TAMA女性センター登録団体

以下の全てに該当する団体

- ①女性問題の解決・男女平等推進のために活動している団体であること
- ②団体の構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること
- ③団体の代表者が、市内在住・在勤・在学者であること
- ④営利を目的としない団体であること

【予約申込方法】

多摩市公共施設予約システム(インターネット、利用者端末等)で予約後、窓口またはオンラインで使用料を支払い、施設使用承認書の発行を受ける。

(受付時間は、施設開館日の9:00～17:00)

【使用料】

午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
610円	820円	820円	2,250円

※中学生以下の児童・生徒が半数以上の団体及び障がい者が半数以上の団体は上記金額の半額

※構成員の半数が市外在住の団体(市外団体)は上記金額の倍額

● 活動交流室

TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。
登録団体には、ロッカーの貸出しを行う。

利用の際には、TAMA女性センター窓口で利用台帳に記入する。

● 相談室

【面接相談】

電話で日時を予約。予約電話番号 042-355-2110

予約受付は、月曜日～金曜日の9:00～17:00

(第1・3月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

相談名	相談日・時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談	毎週火・金曜日 9:30～12:30 毎週土曜日 13:30～16:30 (1人につき相談時間60分)
女性のための法律相談	毎月第3水曜日 9:30～12:00 (1人につき相談時間30分)

【電話相談】

下記の時間帯に直接電話。

※相談時間外は、留守番電話のメッセージで緊急時等の相談窓口を案内。

相談名	相談日・時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談 専用電話 042-355-2111	毎週木曜日 10:00～13:00 13:30～16:30 (1人につき相談時間30分を目安)
L G B T 電話相談 専用電話 042-355-2112	偶数月第3火曜日 14:00～18:00 奇数月第3火曜日 16:00～20:00 (1人につき相談時間30分を目安)

5 事業概要

(1) 施設利用状況

(ワークショップルームの利用状況)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	5,097人	4,978人	4,533人	4,495人	4,460人
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,572人	2,402人	3,040人	3,060人	3,152人

(2) 事業開催状況

◆ TAMA女性センター主催事業

＜パネル展示＞

事業名：若年層の性暴力被害予防月間啓発パネル展示

目的：国の「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせて、犯罪・性暴力の防止に向けた啓発に関するパネル展示を行い、被害の防止に努める。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	6年4月2日(火)～ 4月30日(火)	関戸公民館 市民広場	「若年層の性暴力被害予防月間」関連ポスター、巧妙化する性暴力被害の事例に係る展示	—

事業名：プライド月間＆男女共同参画週間啓発展示

目的：LGBTQ+の権利を啓発する「プライド月間」と国の「男女共同参画週間」にあわせて、男女平等が進むアイスランドとの比較や、アンコンシャス・バイアスの観点を踏まえ、男女平等やLGBTQ+への差別防止等についてパネル展示を行い、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づいてもらい、相手の気持ちを考える機会を提供する。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	6年6月18日(火)～ 6月30日(日) 6年6月24日(月)～ 6月30日(日)	関戸公民館 市民広場 京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセンターAB館 7階連絡アリッジ	アイスランドの紹介、アンコンシャス・バイアス シール投票、「男女共同参画週間」関連ポスター、TAMA女性センターや多摩市の条例に係る展示	—

＜映画上映会＞

事業名：「彼女が好きなものは」上映会

目的：ゲイである高校生が「普通の幸せとは何なのか」に悩みながら、日々考え奮闘し、自分も周りも変えていくストーリーの映画を上映する。この映画から、LGBTQ+当事者の生きづらさや社会的な課題について、学びや気づきを得てもらう機会を提供する。

＜募集定員 140人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	6年6月30日(日) 10:00～12:10	永山公民館 ベルブホール	映画「彼女が好きなものは」上映	91人

◆ TAMA女性センター市民運営委員会企画事業

＜ホームページ掲載＞

事業名：多摩のパパにインタビュー！～家事と育児どうしてる？～Vol. 6

目的：多摩エリアに住む子どものいる男性を対象に、家事育児に対する意識やアクションについてインタビューし、多摩市公式ホームページで公開する。子育てに関わる方々に共感や気づきを得てもらうために実施する。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	6年12月～公開中	多摩市公式 ホームページ	パパとママのワークライフバランスの満足度 や家事・育児の分担、子育ての悩み等について、インタビューした結果を掲載	—

＜パネル展示＞

事業名：親子で読んで欲しいオススメ本！自分らしく生きるための大切なメッセージ

目的：自己肯定感を育むことや多様性を認め合うことの大切さを子どもに伝えられる書籍の紹介を通じて、性についての大切な知識を親子で共に学ぶ機会を提供する。

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	7年1月20日（月） ～2月2日（日） 7年2月4日（火） ～2月16日（日）	京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセンターAB館 7階連絡ブリッジ 関戸公民館 市民センター	TAMA女性センター市民運営委員が選んだ性や人権に関する本を紹介するパネル展示	—

＜映画上映会＞

事業名：「パッドマン 5億人の女性を救った女性」上映会

目的：主人公が生理に関する社会的タブーに立ち向かう姿を通して、生理に対する偏見や無理解が女性たちに与える深刻な影響、衛生教育の不足が引き起こす健康問題、そして性差別的な社会構造などの課題を再確認し、生理に関する正しい理解とオープンな議論を促すきっかけとする。

＜募集定員 140人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	7年2月22日（土） 13:00～15:30	永山公民館 ベルブホール	映画「パッドマン 5億人の女性を救った男」上映	45人

＜ワークショップ＞

事業名：防災ポシェットをつくろう！

目的：阪神・淡路大震災を機に考案されたお菓子の入った防災ポシェットを作ることで、親子で防災について話し合うきっかけとする。

◇募集定員 40人>

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	7年3月8日(土) 10:00～16:00	聖蹟桜ヶ丘OPA 1階特設会場	子どもが避難所でリラックスして過ごすためのお菓子入り防災ポシェットの作成	40人

◆ TAMA女性センター登録団体企画事業

◇登録団体「スペース空」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：アメリカにおける女性の現状—フェミニズムは終わったのか?—

目的：アメリカにおいて、フェミニズムは終わったと言われるが現実はどうなのか。ジェンダー不平等の根源は何か話を聞き、それについて何ができるかを考える。

◇募集定員 70人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年12月8日(日) 15:00～17:00	関戸公民館 大会議室	在米のジェンダー研究者による、アメリカにおける女性の現状についての講演	スザンヌ・レオナード氏 (ボストン シモンズ大学大学院教授)	60人

◇登録団体「I 女性会議多摩支部」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：介護と医療—望む場所で暮らす—

目的：高齢者がひとり暮らしでも望む場所で人生を全うできるよう、また家族が介護により就労困難に陥ることがないよう、制度を知り知識を高める。

◇募集定員 40人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年2月8日(土) 14:00～16:00	関戸公民館 大会議室	地域の人々のケアに当たる介護事業者による、高齢支援や制度についての講演	淵野 純子氏 (あいクリニック在宅なんでも相談室・看護師／介護支援専門員)	37人

◆ TAMA女性センター連携事業

＜子ども家庭支援センター・平和・人権課・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：STOP!DV・児童虐待～みんなで考えよう、Wリボン～

目的：11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間のシンボルである「パープルリボン」と、11月の「児童虐待防止推進月間」のシンボルである「オレンジリボン」を組み合わせた「Wリボン」を使い、関係する2つの防止啓発を一体的に行う。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	6年10月25日(金) ～11月25日(金)	多摩市役所 本庁舎1階ロビー	子ども家庭支援センター、TAMA女性センターそれぞれが作成したパンフレットやリーフレット等の展示	—
2	6年11月1日(金) ～11月9日(土)	永山公民館 5階ホワイエ		
3	6年11月1日(金) ～11月17日(日)	関戸公民館 市民ロビー		
4	6年11月14日(木) ～11月19日(火)	グリナード永山 3階エスカレーター横		
5	6年11月18日(月) ～11月24日(日)	京王聖蹟桜ヶ丘 ショッピングセンターAB館7階連絡ブリッジ		

＜防災安全課・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：災害時にも役立つポリ袋調理講座

目的：今後起り得る大規模災害に備え、被災時に資源や洗い物を節約できるポリ袋を使用した調理法などについて、実践的に学ぶ機会を提供することで防災意識を高める。

＜募集定員 15人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年11月30日(土) 14:00～16:00	TAMA女性センター ワークショップルーム	被災時にできるポリ袋を使った調理	岡部 梨恵子氏 (防災アドバイザー／防災士／合同会社BOUSAI LIFE MAP代表)	19人

＜防災安全課・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：令和6年度多摩市市民防災講演会「もう待てない！大災害への備えあなたは大丈夫？」

目的：過去の災害の教訓を整理し、首都直下地震への備えを考える。災害情報の活用方法を学び「知識」を備える。

＜募集定員 150人(オンライン配信定員 100人)＞

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年1月25日(土) 10:00～12:20	永山公民館 ベルバホール または オンライン配信	過去の大規模災害の教訓 を整理しながら地震と水 害に対する備えを考える 講演	山崎 登氏 (国土館大学名誉 教授)	44人

＜東京都専門講師派遣事業 防災安全課・平和・人権課・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：女性に対する犯罪被害防止講習会

目的：DV、ストーカーや痴漢、盗撮等に対する対処の仕方を学ぶことで、性犯罪から身を守り、日頃の防犯意識を高める。また、参加者の家族や知人等の周囲の人にも防犯意識を高める情報の共有を促す。

＜募集定員 各回45人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年2月1日(土) 10:30～12:30/ 14:00～16:00	永山公民館 集会室	性犯罪から身を守り、対 処する方法について、護 身インストラクターの資 格を持つ講師から、女性 に対する護身プログラム を学ぶ	森山 奈央美氏 (N P O 法人ライフ ライツインパクト東 京代表／護身インス トラクター)	19人

＜防災安全課・新庁舎担当・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：市民防災講演会「能登半島地震に学ぶこれからの災害対応、スフィア基準と地域の繋がり」

目的：災害時の行動や新庁舎を防災指令拠点とした市の災害対応の関係、女性の視点も配慮した国際的な基準であるスフィア基準に基づく避難所運営、また、在宅避難者の支援で重要な「地域のつながり」について、防災の専門家から話を聞き、来るべき大災害に備えた準備や知識を得て防災意識を高める。

＜募集定員 100人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年2月22日(土) 10:00～11:30	永山公民館 ベルバホール	これからの災害対応、ス フィア基準に基づく新型 コロナ対応時の避難所基 準についての講演	中林 一樹氏 (東京都立大学名誉 教授、明治大学研究 ／知財戦略機構研究 推進員)	65人

<健康推進課・TAMA女性センター共催事業>

事業名：更年期のKARADA(からだ)デザイン～女性の健康応援講座～

目的：更年期の身体の変化、女性ホルモンの働きについて理解を深め、適切な治療や対応について学び、女性が自身の身体と心の変化に向き合いながら自分らしく過ごす一助とする。

<募集定員 30人>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年3月2日(日) 10:00～12:00	健康センター 会議室2	更年期の捉え方、受診のタイミング、予防的なセルフケア等の講義 リラックスヨガ、骨盤底筋の運動	小宮ひろみ氏 (国立成育医療研究センター医師) 河野郁江氏 (多摩市スポーツリーダー)	18人

<健康推進課・TAMA女性センター共催事業>

事業名：不妊・不育症講演会「未来の家族を考える～知ろう、不妊症・不育症と治療のこと～」

目的：不妊症や不育症の正しい知識を持ち、将来の妊娠を考えながら現在の自分自身の健康と向き合えるように、また、必要に応じ、医療や相談機関に早期に結び付けられるようになる。

<募集定員 30人>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	7年3月16日(日) 10:00～11:30	健康センター 会議室2	不妊・不育症の基礎知識 、健康づくり、治療などの講演	早川 繁氏 (医師／こまちレディースクリニック院長)	19人

<東京しごとセンター多摩・経済観光課・TAMA女性センター共催事業>

事業名：女性しごと応援キャラバン 在宅ワーク入門セミナー

目的：女性の多様な就労ニーズを支援するために、就職活動のノウハウを提供するセミナーを提供する。また、セミナー終了後、希望者に対して、個別相談の場を設ける。

<募集定員 40人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年6月5日(水) 10:00～12:00	パルテノン多摩 会議室1	就職活動のノウハウについて学ぶセミナー	鵜澤 純子氏 (株式会社テレワーカマネジメント)	50人
1	6年6月5日(水) 12:20～13:25	パルテノン多摩 会議室1	就職活動に関する個別相談会	東京しごとセンター多摩 就職支援アドバイザー	11人

事業名：女性しごと応援キャラバン 可能性を広げるしごと探し「応募したい求人に出会うコツ」

目的：女性の多様な就労ニーズを支援するために、就職活動のノウハウを提供するセミナーを提供する。また、セミナー終了後、希望者に対して、個別相談の場を設ける。

<募集定員 40人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年9月5日(木) 10:00～12:00	関戸公民館 大会議室	いまの仕事事情や仕事の特徴のとらえ方、求人情報多角的にみる方法を学ぶセミナー	鈴木 真木子氏 (国家資格キャリアコンサルタント)	46人
回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年9月5日(木) 12:20～13:25	関戸公民館 大会議室	就職活動に関する個別相談会	東京しごとセンタ 一多摩 就職支援アドバイザー	10人

◆すべての人がともに生きるフェスティバル2024
～じぶんらしく生きられるTAMA～

目的：男女平等参画の風土づくり、男女の新しいパートナーシップの構築を目指し、TAMA女性センターの出会い・交流事業として開催する。

主 催：多摩市男女平等参画推進フェスティバル2024実行委員会

共 催：TAMA女性センター

	開催日時	会場	事業名及び講師	参加者
1	7年1月18日(土) 10:30～12:00	関戸公民館 ゲイタホール	<講演会> 「終活とは～人生100年時代をよりよく楽しく生きる～」 【講師】 武藤 賴胡氏 (一般社団法人終活カウンセラー協会代表理事) <募集定員 250人>	63人
2	7年1月18日(土) 14:00～14:50	関戸公民館 ゲイタホール	<講演会> 「LGBTQ+について 性の多様性と家族のカタチ～誰もが幸せな家庭を築ける社会へ～」 【講師】 長屋 友美氏 (LGBT協会認定講師) <募集定員 200人 保育付>	23人

3	7年1月18日(土) 15:00～16:30	関戸公民館 ザイタホール	<上映会> 映画「おいしい家族」 <募集定員 200人 保育付>	42人
4	7年1月18日(土) 11:15～11:45	関戸公民館 大会議室	<座談会> 「自分らしさを大切にする婚活座談会」 【講師】 小野原 愛氏 (IBJ加盟結婚相談所愛結びの丘代表) <募集定員 10人>	3人

	開催日時	会場	事業名及び講師	参加者
5	7年1月18日(土) 13:00～13:30	関戸公民館 大会議室	<プチセミナー> 「夫婦間のすれ違い解消コミュニケーション」 【講師】 飯野 馨巳氏 (リボーンコンシェルジュ) <募集定員 50人>	12人
6	7年1月18日(土) 13:40～14:10	関戸公民館 大会議室	<プチセミナー> 「いざというときのため住宅問題」 【講師】 石田 栄一氏 (JKAS相談窓口代表／宅地建物取引士／相談診断士) <募集定員 50人>	18人
7	7年1月18日(土) 14:20～15:00	関戸公民館 大会議室	<プチセミナー> 「DVってなんだろう？」 【講師】 山崎 新氏 (弁護士・アイリス法律事務所) <募集定員 50人>	13人
8	7年1月18日(土) 10:30～11:20/ 14:30～15:20	関戸公民館 第3学習室	<ワークショップ> 「親子で楽しく一緒に運動&脳トレ遊び『ベビトレヨガ』」 【講師】 藏光 あけみ氏 (ヨガインストラクター) <募集定員 各8組>	16人
9	7年1月18日(土) 10:30～16:30	関戸公民館 ギャラリー	<ギャラリーイベント> “じぶん”ってなにいろ？アクリル板アート	56人

◆多摩市職員男女平等参画研修

事業名：新任フォロー研修「男女平等参画研修」

目的：男女平等参画や性的指向・性自認に関する基礎知識を身につけ、新任職員が市の職員として男女平等参画に関する正しい認識を持ち、自ら考え方行動できる職員となるよう、学ぶ機会を提供する。

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年7月16日(火) 13:30～15:30	多摩市役所 西1～3会議室	多摩市の男女平等に関する取り組みや知識を学び普段の行動の振り返りを行う	三宅 大二郎氏 (中央大学ダイバーシティセンター ジエンダー)	41人

◆出前授業

事業名：子どもの権利の話

目的：人権の知識を得てもらうとともに、固定的な観念や偏見をなくし「性別などにより差別してはならないこと」「自分らしく生きる権利があること」「自分自身の権利は守られていること」「相手の権利も守ること」に気づいてもらう。

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年9月12日(木) 11:30～12:10	第二小学校 多目的室	多様な性について 考え「自分らしく生きることの大切さ」を知る	藤江 美也子氏 (高校教諭／TAM A女性センター市民運営委員会委員)	83人 (5・6年生、全学年保護者)

◆若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業

事業名：東京レインボープライド2024

目的：LGBTQ+当事者並びにその支援者と共に「“性”と“生”的多様性」を祝福する本イベントに、本事業で連携している自治体ネットワーク「東京11市net」として出展し、LGBTQ+への偏見を無くし、差別のない社会づくりへつなげる。

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	6年4月20日(土)～ 21日(日) 11:00～17:00	代々木公園	市長メッセージと事業紹介のパネル展示、バ スソルトづくり、参加者からのメッセージツ リー作成、ミニトークイベントなど	1,750人

事業名：若年層セクシュアル・マイノリティ支援教育・啓発事業（多様な性に関する授業）

目的：多様な性の理解促進に向け、児童・生徒・学生向け授業や教職員等研修へ講師を派遣し、LGBTQ+に関する基礎知識の習得や多様性などを学ぶ機会を提供する。

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	6年6月15日(土) 10:35～12:35	貝取小学校 多目的ホール	多様性についての 考え方、LGBTQ+基 礎知識、当事者支 援などの講演およ び個別相談会	鈴木 茂義氏 (小学校教諭／NPO 法人プライドハウ ス東京理事)	54人 (保護者・地域の方)
2	6年7月10日(水) 13:35～14:25	諏訪中学校 体育館			329人 (全校生徒)

(3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」

○第73号 令和6年10月発行

- ・多摩市で働き、くらすご家族にインタビュー
- ・多摩のパパにインタビュー！～家事と育児どうしてる？～
- ・マンガで学ぶパパの家事・育児
- ・TAMA女性センター相談室のご案内

○第74号 令和7年3月発行

- ・親子でできる防災対策—防災ポシェットの作り方
- ・レジリエントライフプロジェクト始動！
- ・ともフェス2024開催レポート—2025実行委員募集！
- ・「女性センターライブラリー」をご存じですか？

■発行部数 各6,000部

■配 布 先 市内各自治会・管理組合、公共施設、学校 等

(4) TAM A女性センターライブライ

(多摩ボランティア・市民活動支援センター内)

女性学・女性史・人権・メディア・女性問題・男性問題・高齢社会・男女平等参画等に関連する書籍を約2,000冊取り揃え、閲覧・貸出サービスを行っている。

・所 在 地 〒206-0011

東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニティ7階

多摩ボランティア・市民活動支援センター内

・所 藏 数 図書 約2,000冊(書籍一覧は多摩市公式ホームページを参照)

その他、女性問題・男女平等・セクシャリティ・性教育関連の情報誌等

・開 館 時 間 月曜日～金曜日 9:00～19:00

土曜日、第1・3日曜日 9:00～17:00

・休 館 日 第1・3月曜日、第2・4・5日曜日

祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(開館時間・休館日は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに準じる)

・貸出方法 多摩ボランティア・市民活動支援センターの窓口で利用者登録(本人確認ができるものを提示)をした後、受付窓口で貸出の手続きを行う。

1回5冊まで、15日間貸出可。

・貸出状況(令和6年度)

貸出月日	貸出冊数	貸出人数
令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	19冊	延べ 12人

(5) TAM A女性センター登録団体数<令和7年5月末現在>

登録団体は、6月1日を切替日とする1年更新。

(登録団体の状況)

年度 種別	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
登録団体数	20	20	20	26	28	27	27	23	22	22	23	20
ロッカー使用数	16	14	14	19	21	20	17	14	14	14	14	12

(6) 多摩市パートナーシップ制度宣誓者数

パートナーシップ制度とは、戸籍上同性であることなどを理由として婚姻ができない2人に対し、自治体がお互いの合意のもとにパートナーシップ関係にあることを承認し、証明書等を発行する制度であり、令和4年2月1日から開始した。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宣誓者数	6人	6人	0人	2人

6 相談概要

(1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談

- ・実施日時 <面接相談> (1人につき相談時間60分)
 - 毎週火曜日 9:30～12:30
 - 金曜日 9:30～12:30
 - 土曜日 13:30～16:30
- <電話相談> (1人につき相談時間30分を目安)
 - 毎週木曜日 10:00～13:00
 - 13:30～16:30
- ・内 容 自分自身の生き方、家族・夫婦の関係、育児・子育てのこと、職場や地域の人間関係、学校や友達のこと、配偶者や恋人からの暴力等、女性を取り巻く悩み全般
- ・相 談 員 TAMA女性センター相談員(女性)

(2) 女性のための法律相談

- ・実施日時 毎月第3水曜日 9:30～12:00
(1人につき相談時間30分)
- ・内 容 女性を取り巻く様々な法律問題に関する相談
- ・相 談 員 弁護士(女性)

(3) L G B T電話相談

- ・実施日時 偶数月第3火曜日 14:00～18:00
奇数月第3火曜日 16:00～20:00
(1人につき相談時間30分を目安)
- ・内 容 性的指向・性自認等の悩みがある方々に対して、電話相談を実施することで、当事者が抱える問題の解決を図る。また、当事者のニーズを把握し今後の取り組みにつなげる。
- ・相 談 員 NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークスタッフ

(4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談)

(令和6年度年代別相談件数)

年代 種別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
面接	1	5	31	33	27	27	14	0	138
電話	0	2	17	41	56	55	28	0	199
合計	1	7	48	74	83	82	42	0	337
割合	0.3%	2.1%	14.2%	22.0%	24.6%	24.3%	12.5%	0.0%	100.0%

(内容別相談件数)

年度 内容	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度 割合
人生	計	64	51	70	65	75	49	54	72	72	18.4%
	自分探し	28	10	20	19	18	18	17	26	21	4.7%
	仕事	11	14	12	11	15	6	11	16	6	2.1%
	生き方	25	23	32	31	35	19	23	28	41	9.8%
	その他	0	4	6	4	7	6	3	2	4	1.8%
家族	計	211	191	196	189	201	215	220	194	175	173 51.4%
	夫婦	96	64	88	73	85	112	104	94	85	80 23.7%
	親	33	37	40	26	28	34	28	26	34	36 10.7%
	子ども	61	58	45	66	61	34	35	35	37	32 9.5%
	その他	21	32	23	24	27	35	53	39	19	25 7.4%
対人	計	42	51	47	61	63	51	92	35	63	60 17.8%
	職場	9	12	14	8	7	8	12	3	2	7 2.1%
	近隣	6	3	9	6	5	8	10	3	6	10 3.0%
	友人	14	11	4	18	18	5	13	7	27	15 4.5%
	その他	13	25	20	29	33	30	57	22	28	28 8.3%
教育	計	1	1	0	0	1	0	4	3	0	1 0.3%
	不登校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0 0.0%
	学校生活	0	1	0	0	1	0	3	1	0	0 0.0%
	育児・しつけ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0.0%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1 0.3%
保健・医療	計	119	55	29	15	21	31	33	72	58	23 6.8%
	心の病気	114	39	18	7	11	9	16	24	43	18 5.3%
	身体の病気	2	10	8	4	5	16	8	31	7	4 1.2%
	更年期関係	2	5	0	0	0	0	0	1	0	0 0.0%
	その他	1	1	3	4	5	6	9	16	8	1 0.3%
その他	計	28	10	19	8	14	17	22	22	18	18 5.3%
相談件数合計		465	359	361	338	375	363	425	398	386	337 100.0%
うちDV		64	52	49	41	38	67	51	62	46	41 12.0%
うちデートDV		2	2	0	2	2	2	6	3	4	2 0.6%
うちLGBT		1	0	0	1	0	0	0	5	5	0 0.0%

※平成25年9月30日に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を公布したことに伴い、平成25年10月から、デートDV・LGBT(性的指向・性自認等)に関する統計を開始

(5) 相談状況(女性のための法律相談)

(令和6年度年代別相談件数)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
件数	0	1	8	10	7	5	9	0	40

(内容別相談件数)

内容 \ 年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度割合
家族関係	36	33	27	20	29	36	33	82.5%
対人関係	1	1	1	2	5	5	0	0.0%
仕事	1	0	0	1	2	0	0	0.0%
動産・不動産	0	4	0	0	1	0	0	0.0%
事件	0	0	1	0	1	0	1	2.5%
その他	9	3	5	2	6	8	6	15.0%
合計	47	41	34	25	44	49	40	100.0%

(6) 相談状況(LGBT電話相談)

(令和6年度年代別相談件数)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
件数	2	4	8	1	6	1	0	0	22

(相談件数)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	12	6	17	16	26	13	30	22

(1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

平成25年9月30日条例第38号

多摩市女と男の平等参画を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第19条）
- 第3章 多摩市男女平等参画推進審議会（第20条）
- 第4章 苦情の処理（第21条・第22条）
- 第5章 雜則（第23条）

附則

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の待遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくく感じる事がみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会について、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。

- (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人（結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親・息子同居世帯等をいいます。）及び外国人又は障がい者であることに加えて女性であることで複合的に困難を抱えている人（日本で暮らす外国人女性、女性の障がい者等をいいます。）をいいます。
- (9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関して、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策のために、必要に応じて、体制の整備を行い、及び財政上の措置をとるものとします。
- 3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力するものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めるものとしま

す。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。
- 2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。
 - 3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。
 - 4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

- 第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。
- 2 すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはなりません。

(公表される情報への配慮)

- 第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。
- 2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。
 - 3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
 - 4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

- 第10条 市長は、前条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況について、年次報告を作成し、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければなりません。

(拠点機能の確保)

- 第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA女性センター条例（平成11年多摩市条例第2号）第1条に規定する多摩市立TAMA女性センター（以下「女性センター」といいます。）を位置づけるものとします。

(推進体制)

- 第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとします。

(調査研究)

- 第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究並びに情報の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

- 第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発

及び普及広報活動を実施するものとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

第16条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、女性と男性が対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものとします。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第18条 市は、すべての人が相互に協力して、家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的に参画できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行うものとします。

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会

(審議会の設置)

第20条 男女平等参画社会の実現を図るため、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関する事項。
- (2) 第10条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況の評価に関する事項。
- (3) 次条に定める苦情の処理に関する事項。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に関する必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について調査、審議又は評価し、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関する理解と識見を有する者8人以内の委員（以下「審議会委員」といいます。）をもって構成します。

5 審議会委員は、市長が委嘱します。

6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定めます。

第4章 苦情の処理

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関する市に対して、苦情の申し出をすることができます。

2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。

3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関する必要な事項は、市長が別に定めます。

(多摩市男女平等参画苦情処理委員)

第22条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員

（以下「苦情処理委員」といいます。）を置きます。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委員の中から、苦情の処理について識見の高い者を、市長が委嘱します。
- 3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議会委員の任期の終期までとします。
- 4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。
- 5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べることができます。
- 6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとします。
- 7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

第5章 雜則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。
(審議会委員の任期に係る特例)
- 2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。

(2) 多摩市立TAMA女性センター条例

平成11年3月31日条例第2号

改正

平成13年9月28日条例第24号

平成17年10月3日条例第42号

平成24年3月30日条例第17号

平成27年7月3日条例第42号

令和元年7月5日条例第9号

多摩市立TAMA女性センター条例

(設置)

第1条 女性の社会的地位の向上及び男女平等の推進を図り、市民に女性問題に関する学習の機会並びにその交流及び活動の場を提供し、もって平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に資するため、多摩市立TAMA女性センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立TAMA女性センター

位置 多摩市閔戸四丁目72番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に掲げる設置目的を実現するために、次の事業を行う。

- (1) 女性問題の解決及び男女平等の推進（以下「女性問題の解決等」という。）を目的として活動する市民及び市民団体の交流、諸活動の促進及び支援に関する事。
- (2) 女性問題の解決等に係る情報、図書及びその他の資料を収集し、市民の利用に供すること。
- (3) 女性問題の解決等に係る市民への啓発及び訓練並びに市民相談に関する事。
- (4) 女性問題の解決等に係る調査研究に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、女性問題の解決等に関し市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに必要な職員をおく。

(施設)

第5条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 活動交流室
- (2) 相談室
- (3) ワークショッフルーム

2 前項第3号のワークショッフルームは、市民団体が実習又は会議等を行うための施設とする。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、相談室を除き開館するものとする。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用承認)

第8条 ワークショッフルームを使用しようとする市民団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用の承認に際して、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を承認しない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(使用権の譲渡又は転貸の禁止)

第10条 第8条の規定によりワークショッフルームの使用の承認を受けた市民団体（以下「使用団体」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショッフルームの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたことにより、使用団体に損害が生じても、その損害の責は負わない。ただし、同項第4号による場合については、この限りでない。

(使用料)

第12条 ワークショッフルームを使用しようとする使用団体は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(原状の回復の義務)

第15条 使用団体は、ワークショッフルームの使用を終了したとき、又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用団体が前項の規定による原状回復の義務を怠ったときは、当該使用団体に代わって市長がこれを行い、その費用は、使用団体の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用団体は、ワークショッフルームの使用に際して、建物その他附属物に損傷を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

(営業行為等の禁止)

第17条 センター内において、市長の承認を受けずに営業行為又は寄附募集等をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成11年規則第61号で平成11年9月23日から施行）

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第42号）

この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の多

多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則（平成24年条例第17号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表（第12条関係）

施設名	単位別使用料			
	午前	午後	夜間	全日
ワークショッフルーム	610円	820円	820円	2,250円

備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の2単位を使用するときは、その間引き継ぎ使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が使用する場合の料金とし、それ以外の団体が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が30分以上1時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる

印刷物番号

7 - 12

令和6年度(2024年度)

TAMA女性センター事業概要

令和7年8月発行

編集・発行 多摩市くらしと文化部 TAMA女性センター

〒206-0011

多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミニーネ7階

電話 042-355-2110

